

行政委員会委員の報酬【県内13市】

No.	県名	市名	選挙管理委員会			
			委員長		委員	
			減額前	減額後	減額前	減額後
			円	円	円	円
13	山口県	山陽小野田市	40,000	34,000	35,500	30,175
1	山口県	下関市	57,000		45,000	
2	山口県	宇部市▲	16,000		13,400	
3	山口県	山口市	52,800		46,600	
4	山口県	萩市	54,000		44,000	
5	山口県	防府市	45,000		40,000	
6	山口県	下松市	36,000		31,000	
7	山口県	岩国市	50,000		46,000	
8	山口県	光市	36,100		32,300	
9	山口県	長門市	36,000		28,000	
10	山口県	柳井市	44,000		35,000	
11	山口県	美祢市	32,000		25,000	
12	山口県	周南市	47,000		39,000	

執行機関から独立して選挙を管理するために団体内部に設置される。地方自治法第181条第1項に基づき普通地方公共団体に設置される。4人の選挙管理委員で組織される（地方自治法第181条第2項）。選挙管理委員は、当該自治体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する（地方自治法第182条第1項）。任期については原則として4年（地方自治法第183条第1項）。

◆職務：当該地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及び直接請求に関する事務、地方自治特別法に係る投票に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等を行う。

- ◆選挙管理委員会開催
 H22 19回 H23 17回 H24 21回
 ○定時登録 3月・6月・9月・12月
 ○山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙人名簿調製
 ○山陽小野田市農業委員会委員選挙人名簿調製
 ○検察審査員候補者予定者名簿の調製
 ○裁判員候補者予定者名簿の調製

▲宇部市は日額。

行政委員会委員の報酬【県内13市】

No.	県名	市名	監査委員			
			議員		識見者	
			減額前	減額後	減額前	減額後
13	山口県	山陽小野田市	円 39,000	円 33,150	円 180,000	円 153,000
1	山口県	下関市	46,000		100,000	
2	山口県	宇部市▲	13,400		13,400	
3	山口県	山口市	38,500		255,000	
4	山口県	萩市	38,000		160,000	
5	山口県	防府市	41,000		90,000	
6	山口県	下松市	34,500		171,000	
7	山口県	岩国市	40,000		100,000	
8	山口県	光市	36,100		161,500	
9	山口県	長門市	42,000		150,000	
10	山口県	柳井市	44,000		106,000	
11	山口県	美祢市	35,000		150,000	
12	山口県	周南市★	38,000		585,000	

執行機関のひとつで、地方公共団体の財務や事業について監査を行う機関。監査委員は複数いるが、合議制でなく、委員一人ひとりの独任制。地方公共団体の長が、議会の同意を得て、①人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者（任期は4年）、②議員（任期は議員の任期）から委員を選任する（地方自治法第196条第1項、第197条）。定数は法律で定められている（市町村は2人。議員は1人）が、条例で増加できる（地方自治法第196条）。

◆職務：当該地方公共団体の執行する事務のうち政令で定めるものを除いたもの、及び当該地方公共団体が補助金等の名目で財政援助を行っている団体の執行する事務について、その手続きが適正であるか、業務の存続が適当であるかなどといった点について、監査を行う。

◆例月出納検査 4月～3月 12回

◆決算審査
公営企業会計（水道、病院） 6月～7月
一般会計、特別会計 7月～8月

◆財政健全化・経営健全化審査 7月～8月

◆定期監査 8月～3月

▲宇部市は日額。
★周南市は給料月額。

行政委員会委員の報酬【県内13市】

No.	県名	市名	公平委員会			
			委員長		委員	
			減額前	減額後	減額前	減額後
			円	円	円	円
13	山口県	山陽小野田市	37,000	31,450	34,000	28,900
1	山口県	下関市	57,000		45,000	
2	山口県	宇部市▲	16,000		13,400	
3	山口県	山口市	38,300		37,300	
4	山口県	萩市	25,000		22,000	
5	山口県	防府市	40,000		34,000	
6	山口県	下松市				
7	山口県	岩国市	46,000		38,000	
8	山口県	光市	18,800		16,900	
9	山口県	長門市				
10	山口県	柳井市				
11	山口県	美祢市				
12	山口県	周南市	47,000		39,000	

地方自治法第202条の2第2項に規定され、地方公務員法第7条第2項から第4項までの規定により設置。人口15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合には公平委員会が置かれる（地方公務員法第7条第3項）。ただし、公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又はその事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することも可能（地方公務員法第7条第4項）。

◆権限（地方公務員法第8条第1項～第4項）：①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。③職員の苦情を処理することなど。

◆委員会は3人の委員で組織され、委員の任期は4年、非常勤である。委員の任命は、議会の同意を得て、地方公共団体の長が行う（地方公務員法第9条の2第1項・第2項・第10項・第11項）。

◆公平委員会開催
H22 12回 H23 12回 H24 12回

◆山口県市町総合事務組合
山口県市町公平委員会（下松市、長門市、柳井市、美祢市）

▲宇部市は日額

行政委員会委員の報酬【県内13市】

No.	県名	市名	定数		農業委員会					
			公選	選任	会長		職務代理者		委員	
					減額前	減額後	減額前	減額後	減額前	減額後
13	山口県	山陽小野田市	20	4	円 44,000	円 37,400	円 35,500	円 30,175	円 33,000	円 28,050
1	山口県	下関市	30	7	45,000				33,000	
2	山口県	宇部市	30	7	42,700		35,100		31,300	
3	山口県	山口市	40	9	51,800		38,300		29,000	
4	山口県	萩市	30	7	48,000		38,000		27,000	
5	山口県	防府市	20	5	46,000		36,000		33,000	
6	山口県	下松市	19	5	40,000		31,000		29,000	
7	山口県	岩国市	30	8	46,000		38,000		34,000	
8	山口県	光市	20	5	42,700		33,200		31,300	
9	山口県	長門市	30	7	42,000		31,000		28,000	
10	山口県	柳井市	20	6	44,000		37,000		31,000	
11	山口県	美祢市	30	7	35,000				25,000	
12	山口県	周南市	27	5	46,000		37,000		31,000	
<p>地方自治法のほか、農業委員会等に関する法律に規定。各市町村に1つの委員会を置くのを原則とし、公選委員（～40人。定数は条例で定める。下限はなし。ただし、選任委員より多い人数が必須）と選任委員（省令で定める組合が推薦した3人、議会が推薦した学識経験を有する者4人以内）により組織される。公選委員の任期は3年、選任委員の任期は公選委員の任期満了の日又は推薦団体の理事等でなくなった日まで。</p>			<p>◆職務：別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する（地方自治法第202条の2第4項）。主に、農地売買や農地転用に際し、農地の無秩序な開発を監視・抑止する役目を担っている。</p> <p>◆農業委員会開催 H22 12回 H23 12回 H24 12回</p> <p>◆農地申請受理 H22 78件 H23 70件 H24 95件</p> <p>◆農地相談 毎年度200件程度</p>							

行政委員会委員の報酬【県内13市】

No.	県名	市名	教育委員会			
			委員長		委員	
			減額前	減額後	減額前	減額後
13	山口県	山陽小野田市	74,000	62,900	64,000	54,400
1	山口県	下関市	134,000		115,000	
2	山口県	宇部市▲	16,000		13,400	
3	山口県	山口市	109,000		91,000	
4	山口県	萩市	63,000		54,000	
5	山口県	防府市	88,000		75,000	
6	山口県	下松市	73,000		62,500	
7	山口県	岩国市	93,000		79,000	
8	山口県	光市	73,100		63,600	
9	山口県	長門市	54,000		46,000	
10	山口県	柳井市	77,000		66,000	
11	山口県	美祢市	51,000		46,000	
12	山口県	周南市	81,000		65,000	
<p>地方自治法の第180条の8及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第2条の規定によって設置される。委員の定数は標準では5人とされているが、各地方公共団体によって3人や6人の場合もある。委員は、議会の承認により地方公共団体の長によって任命される。委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者。委員の構成について年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じない配慮をすることが規定されている。また委員のうちに保護者が含まれるようにしなければならない。</p>			<p>◆職務：学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分の取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行する。教育委員会は合議により職務を遂行する。</p> <p>◆教育委員会開催 H22 定例 12回、臨時 2回 計 14回 H23 定例 12回、臨時 6回 計 18回 H24 定例 12回、臨時 4回 計 16回</p> <p>▲宇部市は日額。</p>			

行政委員会委員の報酬【類似団体20市】

No.	県名	市名	選挙管理委員会			
			委員長		委員	
			減額前	減額後	減額前	減額後
			円	円	円	円
⑳	山口県	山陽小野田市	40,000	34,000	35,500	30,175
①	埼玉県	秩父市	35,000		28,000	
②	神奈川県	綾瀬市	36,400		28,900	
③	新潟県	柏崎市	40,200		30,500	
④	富山県	射水市▲	10,000		8,000	
⑤	石川県	加賀市	30,000		25,000	
⑥	福井県	鯖江市▲	8,600		8,100	
⑦	福井県	越前市▲	8,200		7,700	
⑧	福井県	坂井市▲	10,000		9,000	
⑨	山梨県	富士吉田市★	158,000		112,000	
⑩	長野県	岡谷市	52,900		36,700	
⑪	岐阜県	関市	10,000		8,000	
⑫	岐阜県	土岐市	8,000		7,500	
⑬	岐阜県	可児市▲	11,000		10,000	
⑭	静岡県	裾野市	20,400		18,400	
⑮	兵庫県	赤穂市	38,500		18,500	
⑯	兵庫県	高砂市	57,000		45,000	
⑰	兵庫県	たつの市	45,000		30,000	
⑱	山口県	下松市	36,000		31,000	
⑲	山口県	光市	36,100		32,300	

執行機関から独立して選挙を管理するために団体内部に設置される。地方自治法第181条第1項に基づき普通地方公共団体に設置される。4人の選挙管理委員で組織される（地方自治法第181条第2項）。選挙管理委員は、当該自治体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する（地方自治法第182条第1項）。任期については原則として4年（地方自治法第183条第1項）。

◆職務：当該地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及び直接請求に関する事務、地方自治特別法に係る投票に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等を行う。

◆選挙管理委員会開催
H22 19回 H23 17回 H24 21回
○定時登録 3月・6月・9月・12月
○山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙人名簿調製
○山陽小野田市農業委員会委員選挙人名簿調製
○検察審査員候補者予定者名簿の調製
○裁判員候補者予定者名簿の調製
▲射水市、鯖江市、越前市、堺市、可児市は日額
★富士吉田市は年額

行政委員会委員の報酬【類似団体20市】

No.	県名	市名	監査委員			
			議員		識見者	
			減額前	減額後	減額前	減額後
			円	円	円	円
㊉	山口県	山陽小野田市	39,000	33,150	180,000	153,000
①	埼玉県	秩父市	41,000		75,000	
②	神奈川県	綾瀬市	40,600		83,600	
③	新潟県	柏崎市	40,300		88,700	
④	富山県	射水市	23,000		75,000	
⑤	石川県	加賀市	42,000		70,000	
⑥	福井県	鯖江市	36,000		102,000	
⑦	福井県	越前市	34,000		120,000	
⑧	福井県	坂井市	35,000		95,000	
⑨	山梨県	富士吉田市★▲	318,000		7,100	
⑩	長野県	岡谷市	56,900		100,600	
⑪	岐阜県	関市	21,000		46,000	
⑫	岐阜県	土岐市	20,000		40,000	
⑬	岐阜県	可児市	35,000		60,000	
⑭	静岡県	裾野市	42,000		95,000	
⑮	兵庫県	赤穂市	39,000		116,500	
⑯	兵庫県	高砂市	45,000		250,000	
⑰	兵庫県	たつの市	41,000		90,000	
⑱	山口県	下松市	34,500		171,000	
⑲	山口県	光市	36,100		161,500	

執行機関のひとつで、地方公共団体の財務や事業について監査を行う機関。監査委員は複数いるが、合議制でなく、委員一人ひとりの独任制。地方公共団体の長が、議会の同意を得て、①人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者（任期は4年）、②議員（任期は議員の任期）から委員を選任する（地方自治法第196条第1項、第197条）。定数は法律で定められている（市町村は2人。議員は1人）が、条例で増加できる（地方自治法第196条）。

◆職務：当該地方公共団体の執行する事務のうち政令で定めるものを除いたもの、及び当該地方公共団体が補助金等の名目で財政援助を行っている団体の執行する事務について、その手続きが適正であるか、業務の存続が適当であるかなどといった点について、監査を行う。

◆例月出納検査 4月～3月 12回

◆決算審査

公営企業会計（水道、病院） 6月～7月

一般会計、特別会計 7月～8月

◆財政健全化・経営健全化審査 7月～8月

◆定期監査 8月～3月

★議員 富士吉田市は年額

▲識見者 富士吉田市は日額

行政委員会委員の報酬【類似団体20市】

No.	県名	市名	公平委員会			
			委員長		委員	
			減額前	減額後	減額前	減額後
			円	円	円	円
⑳	山口県	山陽小野田市	37,000	31,450	34,000	28,900
①	埼玉県	秩父市▲	7,400		6,800	
②	神奈川県	綾瀬市▲	8,400		8,400	
③	新潟県	柏崎市▲	19,900		17,500	
④	富山県	射水市▲	8,000		8,000	
⑤	石川県	加賀市▲	6,500		6,500	
⑥	福井県	鯖江市▲	8,600		8,100	
⑦	福井県	越前市▲	8,200		7,700	
⑧	福井県	坂井市▲	10,000		9,000	
⑨	山梨県	富士吉田市★	53,000		48,000	
⑩	長野県	岡谷市★	41,800		40,800	
⑪	岐阜県	関市▲	8,000		8,000	
⑫	岐阜県	土岐市▲	7,500		7,500	
⑬	岐阜県	可児市				
⑭	静岡県	裾野市				
⑮	兵庫県	赤穂市	12,000		9,500	
⑯	兵庫県	高砂市	28,000		23,000	
⑰	兵庫県	たつの市	10,000		9,000	
⑱	山口県	下松市				
⑲	山口県	光市	18,800		16,900	

地方自治法第202条の2第2項に規定され、地方公務員法第7条第2項から第4項までの規定により設置。人口15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合には公平委員会が置かれる（地方公務員法第7条第3項）。ただし、公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又はその事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することも可能（地方公務員法第7条第4項）。

◆権限（地方公務員法第8条第1項～第4項）：①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。③職員の苦情を処理することなど。

◆委員会は3人の委員で組織され、委員の任期は4年、非常勤である。委員の任命は、議会の同意を得て、地方公共団体の長が行う（地方公務員法第9条の2第1項・第2項・第10項・第11項）。

◆公平委員会開催

H22 12回 H23 12回 H24 12回

▲秩父市、綾瀬市、柏崎市、射水市、加賀市、鯖江市、越前

市、堺市、関市、土岐市は日額

★富士吉田市、岡谷市は年額

行政委員会委員の報酬【類似団体20市】

No.	県名	市名	農業委員会					
			会長		職務代理者		委員	
			減額前	減額後	減額前	減額後	減額前	減額後
			円	円	円	円	円	円
⑳	山口県	山陽小野田市	44,000	37,400	35,500	30,175	33,000	28,050
①	埼玉県	秩父市	41,000		36,000		32,000	
②	神奈川県	綾瀬市	51,200		32,100		32,100	
③	新潟県	柏崎市	48,300		37,200		30,500	
④	富山県	射水市	20,000		15,000		15,000	
⑤	石川県	加賀市	18,000		18,000		16,000	
⑥	福井県	鯖江市	24,000		22,000		19,000	
⑦	福井県	越前市	23,000		18,000		18,000	
⑧	福井県	坂井市★	210,000	320,000	180,000	180,000	150,000	
⑨	山梨県	富士吉田市★	294,000		246,000		234,000	
⑩	長野県	岡谷市	84,700		55,900		42,800	
⑪	岐阜県	関市	16,000		16,000		16,000	
⑫	岐阜県	土岐市	17,000		14,000		14,000	
⑬	岐阜県	可児市	30,000		25,000		25,000	
⑭	静岡県	裾野市	24,400		20,400		20,400	
⑮	兵庫県	赤穂市	48,000		38,000		34,000	
⑯	兵庫県	高砂市	57,000		49,000		45,000	
⑰	兵庫県	たつの市	47,000		41,000		41,000	
⑱	山口県	下松市	40,000		31,000		29,000	
⑲	山口県	光市	42,700		33,200		31,300	

地方自治法のほか、農業委員会等に関する法律に規定。各市町村に1つの委員会を置くのを原則とし、公選委員（～40人。定数は条例で定める。下限はなし。ただし、選任委員より多い人数が必須）と選任委員（省令で定める組合が推薦した3人、議会が推薦した学識経験を有する者4人以上）により組織される。公選委員の任期は3年、選任委員の任期は公選委員の任期満了の日又は推薦団体の理事等でなくなった日まで。

◆職務：別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する（地方自治法第202条の2第4項）。主に、農地売買や農地転用に際し、農地の無秩序な開発を監視・抑止する役目を担っている。

◆農業委員会開催
H22 12回 H23 12回 H24 12回

◆農地申請受理
H22 78件 H23 70件 H24 95件

◆農地相談 毎年度200件程度

★坂井市、富士吉田市は年額

行政委員会委員の報酬【類似団体20市】

No.	県名	市名	教育委員会					
			委員長		委員		委員	
			減額前	減額後	減額前	減額後	減額前	減額後
⑳	山口県	山陽小野田市	円 74,000	円 62,900	円	円	円 64,000	円 54,400
①	埼玉県	秩父市	72,000		61,000		61,000	
②	神奈川県	綾瀬市	88,200		71,400		71,400	
③	新潟県	柏崎市	80,300		67,600		67,600	
④	富山県	射水市	36,000		30,000		30,000	
⑤	石川県	加賀市	60,000		48,000		48,000	
⑥	福井県	鯖江市	63,000		49,000		49,000	
⑦	福井県	越前市	60,000		47,000		47,000	
⑧	福井県	坂井市	60,000		50,000		50,000	
⑨	山梨県	富士吉田市★	294,000		246,000		234,000	
⑩	長野県	岡谷市	96,200		71,600		71,600	
⑪	岐阜県	関市	40,000		37,000		37,000	
⑫	岐阜県	土岐市	40,000		35,000		35,000	
⑬	岐阜県	可児市	50,000		40,000		40,000	
⑭	静岡県	裾野市	35,900		30,900		30,900	
⑮	兵庫県	赤穂市	74,000		60,500		60,500	
⑯	兵庫県	高砂市	72,000		67,000		67,000	
⑰	兵庫県	たつの市	78,000		62,000		62,000	
⑱	山口県	下松市	73,000		62,500		62,500	
⑲	山口県	光市	73,100		63,600		63,600	

地方自治法の第180条の8及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第2条の規定によって設置される。委員の定数は標準では5人とされているが、各地方公共団体によって3人や6人の場合もある。委員は、議会の承認により地方公共団体の長によって任命される。委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者。委員の構成について年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じない配慮をすることが規定されている。また委員のうち保護者が含まれるようにしなければならない。

◆職務：学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分の取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行する。教育委員会は合議により職務を遂行する。

◆教育委員会開催
 H22 定例 12回、臨時 2回 計 14回
 H23 定例 12回、臨時 6回 計 18回
 H24 定例 12回、臨時 4回 計 16回

★富士吉田市は年額